

日付：2004 年 9 月 17 日

提出元：NTT 東日本

題名：保護判定基準値の考え方について

1. はじめに

本寄書は、前回 SWG 会合にて提案があった JJ100.01 第 3 版における保護判定基準値の考え方について、弊社の意見を述べるものである。

2. 保護判定基準値の考え方について

2.1 保護判定基準の考え方（前回 SWG 会合提案）について

前回 SWG 会合で各社より提案された保護判定基準の考え方を以下に示す。

	考え方
A	ISDN を保護判定基準値の与干渉源から外す + 保護判定基準値の考え方の変更
B	新規システム用の判定基準を作る
C	現行のまま
D	保護判定基準値を Annex A/C で同じにする(Annex C に合わせる)

「現行のまま」とは、保護判定基準値を与干渉源に TCM-ISDN を含めて計算した値を基礎として定めることであり、バンドプラン等については別に議論するものと、弊社は受け止めている。

初めに、保護判定基準値には以下の 2 つの意義があり、JJ100.01 第 2 版ではこの 2 つを同じ値としていること。クラス A 伝送方式に対する他の伝送システムからの漏えいによる影響の許容限界を TTC 標準として規定することの必要性（意義）について、前回 SWG において各会員企業のご理解が得られたものと弊社は受け止めている。

クラス A の伝送方式に対する他の伝送方式からの漏えいによる影響の許容限界を表すものであり、理論上、クラス A 伝送方式が保証される最低伝送速度である。

各伝送方式がメタリック回線上で共存するために、新たな伝送方式を導入する際、当該伝送方式のスペクトル適合性を評価するための基準値である。

各社から提案された A, B, D の保護判定基準の見直し提案の趣旨は、「DSL 利用者の利用環境（平均的速度）の維持を目的に、保護判定基準値を現状より厳しくし、新たにスペクトル適合性を評価する伝送方式が既存伝送方式へ与える漏えいによる影響を軽減させていきたい。」ということと、弊社は受け止めている。

弊社は、上述の理解に基づき、以下のように現状を認識している。

-) JJ100.01 第 2 版の保護判定基準そのものには技術的な問題はない。かつ、TCM-ISDN 回線を含めた約 2200 万回線の運用において、問題は起こっていない。
-) 新たな提案（利用環境（平均的速度）の維持を目的としたスペクトルの規制）の賛否、規制を実現する方法において意見が分かれている。

2.2 保護判定基準案に対する弊社の考え

以下に、前提条件を 2 つ設定し、それぞれについて弊社の考えを述べる。

【前提条件 1】

JJ100.01 第 3 版からは、JJ100.01 第 2 版の保護判定基準（案 C）を廃止し、新たな保護判定基準値（案 A,B,C,D）を設ける。

【前提条件 2】

- (1) クラス A 伝送方式が、理論上、保障される最低伝送速度の基準値（＝保護判定基準）は、現行の計算手法（案 C）により規定される。（以下、主保護判定基準（仮称）と言う。）
- (2) 新たにスペクトル適合性を評価する伝送方式に対する合格基準の案を、案 A,B,D,(C) から議論・選択する。（以下、副保護判定基準（仮称）と言う。）
- (3) 上記(2)で距離制限なしとなった伝送方式について、上記(1)で再計算し、その結果をスペクトル適合性確認結果報告書に記載する。また、上記(2)で距離制限（ $=L2[m]$ ）となり、上記(1)で計算した距離制限（ $=L1[m]$ ）となった場合（通常、 $L1>L2$ と想定される。）スペクトル適合性確認結果報告書に、主距離制限 $L1[m]$ （仮称）、副距離制限 $L2[m]$ （仮称）の両方を記載する。そして、以下、一例だが、スペクトル適合性確認結果報告書の各伝送方式の欄に、事業者間合意により、距離制限 $L2$ （あるいは $L1$ ）を採用する等、と記述する。
- (4) 上記(2)の計算結果の保存法については、議論する。
例えば、スペクトル適合性確認結果報告書の付録として記載する等の案が考えられる。

2.2.1 前提条件 1 の場合の弊社の考え

弊社は、JJ100.01 第 2 版の保護判定基準に基づくスペクトル管理において、問題が発生しているという認識はなく、技術的な欠陥等の明確な理由無しに、むやみに技術標準としての基準値を変更すべきではないと考え、C 案を支持する。各社提案に対する弊社の懸念を以下に述べる。

【A 案に対する懸念】

TCM-ISDN を除いて保護判定基準値を設定したとしても、実際に TCM-ISDN から既存利用者が使用する DSL 回線への漏えいによる影響は存在する。技術的に起こり得る漏えいによる影響を TTC の技術標準に規定しないことは、TTC が持つ社会的責任を果たしていることにならないものと考ええる。

【B 案に対する懸念】

TCM-ISDN 並みの干渉を与える伝送方式とは、具体的にどのような伝送方式を指すものなのか？単に、干渉計算上で TCM-ISDN と同等の影響を与えるものにとらえれば、少なくとも現在の

クラスCと同じ伝送方式については、より厳しい利用条件を課され、導入することができなくなってしまう。規制すべき対象(方式)を明らかにせず、規制するための基準のみを決めることは技術的にも正しい判断ができるものではない。また、スペクトルの規制に伴う影響についても合わせて考慮しなくてはならないものとする。

【D案に対する懸念】

干渉計算結果として、Annex A と Annex C の保護判定基準値が違うことについては、DSL 作業班、JJ100.01 第 2 版制定時において解決している課題であると認識している。あえて Annex A と Annex C の保護判定基準値を同じにすることについて、どのような目的の元に、どのような整理で行おうとしているのかが不明であり、現時点では賛成出来ない。

2.2.2 前提条件2の場合の弊社の考え

まずは、前提条件についての共通認識の共有を図りたい。

以上

C.3.2	オープン	保護判定基準値として保護マスクを導入するか？	SMS-08-13 , SMS-09-22 SMS-10-07 , SMS-11-07 SMS-11-08 , SMS-12-10 SMS-15-09 , SMS-15-22 SMS-15-31 , SMS-15-33 SMS-15-35 , SMS-15-36
C.3.3	オープン	保護判定基準は一定のサービスレベルを基に規定すべきか？	会合 # 10 SMS-11-07 , SMS-14-11 SMS-15-11 , SMS-15-22 SMS-15-30 , SMS-15-31 SMS-15-33 , SMS-15-34 SMS-15-35 , SMS-15-36 SMS-15-38
C.3.4.1	オープン	保護判定基準値は、クラスAのADSL相互の干渉で決定される伝送速度から、10%緩和した値とするか？	SMS-12-02 , SMS-14-12 SMS-15-37 , SMS-15-39